資料３－２

居宅訪問型保育事業（待機児童向け）概要

１．目的

認可保育園の入園が待機となっている児童を対象に、利用者の自宅にベビーシッターを派遣し、１対１の保育を実施する。

２．対象者

認可保育園等の入園が待機となっている０歳児（生後５７日以上）から２歳児クラスの児童
※以下は利用対象外
・３歳児クラス以上の児童
・認可保育園の入園希望申し込みが１園のみの場合
・自宅において保育環境を確保できない場合

３．事業の概要

運営事業者		株式会社ポピンズ 東京都渋谷区広尾五丁目６番６号
定員		１０名（歳児ごとの定員は設けない）
保育できる日		月曜日～土曜日（日・祝・年末年始は行わない）
保育時間	保育標準時間	７時３０分から１８時３０分まで
	保育短時間	８時３０分から１７時までのうち８時間以内
延長保育	保育標準時間	１８時３０分から１９時３０分まで ただし、０歳児の延長はなし
	保育短時間	預かり時間後２時間を限度 ただし、０歳児は１８時３０分まで
保育料	基本保育料	認可保育園の保育料と同じ
	延長保育料	１時間あたり1,000円
保育者の交通費		１日　1,000円（一部区が補助する）
保育者	資格	居宅訪問型保育事業に関する研修を受けた保育士 保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者
	人数	複数名でローテーションを組んで保育を行います

４．当該確認に係る事業開始予定年月日

平成３１年４月１日

５．本事業利用開始後の認可保育園申込の取り扱い

認可保育園の申込は引き続き有効となり、居宅訪問型保育事業の利用期間中（準備期間も含む）に認可保育園の入所が内定した場合は、認可保育園に入園する。

６．区加算補助金

（１）定員未充足補助

児童定員が埋まらなかった場合に、欠員数に応じて補助する。

補助単価	定員未充足１人あたり　４６，３７０円／月
算定方法	補助単価に毎月初日における定員未充足児童数を乗じて得た額を補助する
支払先	事業者
支払時期	毎月
補助要綱	平成３１年４月１日施行で整備する

（２）保育者の交通費補助

利用者は保育事業者の請求に基づき、毎月、全額保育事業者に支払う。

事業終了時または年度末に区から利用者あて案内を送付し、補助金の手続きを行う。

補助単価	月上限２０，０００円か実費額２／３のいずれか安い方
支払先	利用者（償還払い）
支払時期	事業利用終了時または年度末
補助要綱	既存の補助要綱により運用する